

# 騒音・振動規制のしおり

2008年（平成20年）4月

福山市経済環境局環境部環境保全課

# 目次

1	騒音規制法・広島県生活環境の保全等に関する条例	1
2	振動規制法	2
3	特定施設	3
4	工場騒音の規制基準・規制区域	4
5	工場振動の規制基準・規制区域	5
6	騒音規制法・振動規制法・条例に基づく届出	6
7	特定建設作業（騒音）	7
8	特定建設作業（振動）	7
9	特定建設作業の規制基準（騒音）	8
10	特定建設作業の規制基準（振動）	8
11	自動車騒音の要請限度	9
12	道路交通振動の要請限度	9
13	別表（規制区域）	10
14	音響機器音の規制基準	12
15	深夜騒音	12
16	環境基準	13

# 1 騒音規制法・広島県生活環境の保全等に関する条例（騒音関係）

## （1）法令の目的

### ア 騒音規制法（昭和43年法律第98号・以下「法」という。）

工場および事業場における事業活動並びに建設工事とともに発生する相当範囲にわたる騒音について、必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

### イ 広島県生活環境の保全等に関する条例（平成15年条例第35号・以下「条例」という。）

人の健康または生活環境に係る環境の保全上の支障の防止及び環境への負荷の低減に関し必要な事項を定めることにより、環境保全対策の総合的推進を図り、もって現在及び将来の県民の健康を保護するとともに、良好かつ快適な生活環境を保全することを目的とする。

## （2）定義

### ア 公害（環境基本法（平成5年法律第91号）第2条、条例第2条）

環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態または水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物採掘のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康または生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

### イ 特定施設（法律第2条、条例第2条（騒音関係特定施設））

工場または事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であって政令（規則）で定めるものをいう。

### ウ 規制基準（法第2条）

特定施設を設置する工場または事業場において発生する騒音の特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。

### エ 特定建設作業（法第2条）

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であって政令で定めるものをいう。

### オ 自動車騒音（法第5条）

自動車（道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車であって総理府令で定めるもの（普通自動車、小型自動車および軽自動車）および同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。）の運行にともない発生する騒音をいう。

### カ 音響機器騒音（条例第2条）

音響機器（警音器・拡声器・蓄音機・楽器・ラジオ・テレビ・電鈴その他これに類する機器をいう。）から発生する騒音を言う。

## 2 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）

### （ 1 ）法令の目的（第 1 条）

工場および事業場における事業活動，並びに建設工事とともに発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに，道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により，生活環境を保全し，国民の健康の保護に資することを目的とする。

### （ 2 ）定義（第 2 条）

ア この法律において「特定施設」とは，工場または事業場（鉱山保安法（昭和 24 年法律第 70 号）第 2 条第 2 項に規定する鉱山を除く。以下同じ。）に設置される施設のうち，著しい振動を発生する施設であって政令で定めるものをいう。

イ この法律において「規制基準」とは，特定施設を設置する工場または事業場（以下「特定工場等」という。）において発生する振動の特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。

ウ この法律において「特定建設作業」とは，建設工事として行われる作業のうち，著しい振動を発生する作業であって政令で定めるものをいう。

エ この法律において「道路交通振動」とは，自動車（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車および同条第 3 項に規定する原動機付自転車をいう。）が道路を運行することにもない発生する振動をいう。

### 3 特定施設

特定施設の名称	騒音規制法			振動規制法			広島県生活環境の保全等に関する条例					
	番号	規模又は能力		番号	規模又は能力	番号	規模又は能力					
金属加工機械	1	イ	出力の合計が22.5Kw以上									
		ロ	すべての施設									
		ハ	3.75Kw以上のもの									
		ニ	すべての施設									
		ホ	294KN以上のもの									
		ヘ	3.75Kw以上のもの									
		ト	すべての施設									
		チ	すべての施設									
		リ	すべての施設									
		又	すべての施設									
		ル	といしを用いるもの									
	1	イ	すべての施設									
		ロ	3.75Kw以上のもの									
		ハ	3.75Kw以上のもの									
		ニ	7.5Kw以上のもの									
		ホ	すべての施設									
		ヘ	高速度切断機 (といしを用いるものを除く)									
空気圧縮機及び送風機	2		7.5Kw以上のもの	2		2	3.75Kw以上 7.5Kw未満のもの					
土石用又は鉱物用の破碎機， 磨砕機，ふるい及び分級機	3		7.5Kw以上のもの	3								
織機(原動機を用いるのに限る)	4		すべての施設	4								
建設用資材製造機械	5	イ	混練機の混練容量が 0.45m <sup>3</sup> 以上									
		ロ	混練機の混練重量が 200kg以上									
			5					出力の合計が2.95Kw以上 のもの	3	すべての施設		
								出力の合計が10Kw以上 のもの				
穀物製粉機 (ロール式のものに限る)	6		7.5Kw以上のもの									
木材加工機械	7	イ	すべての施設	6	イ	すべての施設						
		ロ	2.25Kw以上のもの					ロ	2.2Kw以上のもの			
		ハ	すべての施設									
		ニ	製材用15kw以上					4	イ	木工用0.75Kw以上		
		ホ	木工用2.25Kw以上								ロ	2.25Kw未満のもの
		ヘ	2.25Kw以上のもの								ハ	0.75以上2.25kw未満
抄紙機	8		すべての施設									
印刷機械 (原動機を用いるものに限る)	9		すべての施設	7			2.2Kw以上のもの					
ゴム練用又は合成樹脂 練用のロール機 (カレンダーロールを除く)				8			30Kw以上のもの					
合成樹脂用射出成形機	10		すべての施設	9			すべての施設					
鋳造型機 (ジョルト式のものに限る)	11		すべての施設	10			すべての施設					
ダイカストマシン						5	すべての施設					
オシレートコンベア						6	すべての施設					
電動発電機						7	すべての施設					

#### 4 工場騒音の規制基準

区域の区分	時間の区分	許 容 限 度	
		騒音規制法 (1998年福山市告示第72号)	広島県生活環境の保全等に関する条例 (条例施行規則第35条)
第1種区域	朝・夕	45 dB	45 dB
	昼間	50	50
	夜間	45	45
第2種区域	朝・夕	50	50
	昼間	55	55
	夜間	45	45
第3種区域	朝・夕	60	65
	昼間	60	65
	夜間	50	55
第4種区域	朝・夕	70	70
	昼間	70	70
	夜間	60	65

- 備考 1. 第1種区域, 第2種区域, 第3種区域および第4種区域とは, 付表にあげる範囲に該当する区域をいう。(詳細は別表による)
2. 「朝」とは午前6時から午前8時まで, 「夕」とは午後6時から午後10時まで, 「昼間」とは午前8時から午後6時まで, 「夜間」とは午後10時から翌日6時までの時間をいう。
3. 騒音の測定場所は, 敷地の境界線上で行う。

付表 区域の区分範囲

区域の区分	区 域 の 範 囲
第1種区域	第一種低層住居専用地域, 第二種低層住居専用地域
第2種区域	第一種中高層住居専用地域, 第二種中高層住居専用地域, 第一種住居地域, 第二種住居地域, 準住居地域 用途地域の定めのない地域
第3種区域	近隣商業地域, 商業地域, 準工業地域, 一部の用途地域の定めのない地域
第4種区域	工業地域, 工業専用地域

5 工場振動の規制基準（1998年福山市告示第73号）

区域の区分	時間の区分	許 容 限 度
第1種区域	昼 間	60 dB
	夜 間	55
第2種区域	昼 間	65
	夜 間	60

- 備考 1. 第1種区域，第2種区域とは，付表にあげる範囲に該当する区域をいう。（詳細は別表による）
2. 「昼間」とは午前7時から午後7時まで，「夜間」とは午後7時から午前7時までの時間をいう。
3. 振動の測定場所は，敷地境界線上で行う。

付表 区域の区分範囲

区域の区分	区 域 の 範 囲
第1種区域	第一種低層住居専用地域，第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域，第二種中高層住居専用地域， 第一種住居地域，第二種住居地域，準住居地域 用途地域の定めのない地域
第2種区域	近隣商業地域，商業地域，準工業地域， 一部の用途地域の定めのない地域 工業地域

6 騒音規制法・振動規制法・条例に基づく届出

	届出の名称	根拠条項	届出を必要とする場合	届出時期
騒音・振動・条例	特定施設設置届出書	法第6条第1項 条例第45条第1項	特定施設を設置しようとする場合	設置の工事開始日の30日前まで
	特定施設使用届出書	法第7条第1項 条例第46条第1項	指定地域となった際現にその地域内に特定施設を設置している場合	指定地域となった日又は特定施設となった日から30日以内
騒音・条例	特定施設の種類の数変更届出書	法第8条第1項 条例第47条第1項	届出を行った特定施設の種類の数を変更する場合	変更に係る工事の開始30日前まで
	騒音の防止の方法変更届出書		届出を行った特定工場等で騒音防止の方法を変更する場合	
振動	特定施設の種類の数及び能力ごとの数変更届出書	法第8条第1項	届出を行った特定施設の種類の数及び能力ごとの数を増加する場合	変更に係る工事の開始30日前まで
	振動の防止の方法変更届出書		届出を行った特定施設の振動の防止の方法を変更する際、発生する振動の大きさの増加を伴う場合	
	特定施設の使用の方法変更届出書		届出を行った特定施設の使用の方法を変更する際、使用開始時刻の繰り上げ又は使用終了時刻の繰り下げを伴う場合	
騒音・振動・条例	氏名の変更等届出書	法第10条 条例第49条	届出を行った者の氏名、住所及び法人にあっては代表者の氏名並びに工場・事業場の名称若しくは住所の変更があった場合	変更の日から30日以内
	特定施設使用全廃届出書		特定施設の使用をすべて廃止した場合	廃止した日から30日以内
	承継届出書	法第11条第3項 条例第50条第3項	届出を行った者から特定施設を譲り受けたり借り受けた場合、又は相続、合併、分割があった場合	承継があった日から30日以内
騒音・振動	特定建設作業実施届出書	法第14条第1項(第2項)	特定建設作業を伴う建設工事しようとする場合  (作業が開始した日に終了する場合を除く)	作業の開始の7日前まで



## 7 特定建設作業（騒音・施行令第2条）

番号	作 業 の 種 類	
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）	
2	びょう打機を使用する作業	
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）	
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15Kw以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）	
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）	
6	バックホウを使用する作業 （原動機の定格出力が80Kw以上のもの）	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。
7	トラクターショベルを使用する作業 （原動機の定格出力が70Kw以上のもの）	
8	ブルドーザーを使用する作業 （原動機の定格出力が40Kw以上のもの）	

## 8 特定建設作業（振動・施行令第2条）

1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
4	ブレーカ（手動式のものを除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）

## 9 特定建設作業騒音の規制基準

特定建設作業の区分	区域の区分	音の大きさの許容限度	禁止される作業時間	1日の作業の許容時間	連続作業の許容期間	休日作業の禁止
各作業において	第1号区域	85 dB	午後7時から翌日午前7時まで	10時間	6日以内	日曜日その他の休日に行わないこと
	第2号区域		午後10時から翌日午前6時まで	14時間		

備考 1. 第1号区域とは、特定工場等の騒音の規制地域のうち第1種区域、第2種区域、および第3種区域に属する区域並びに第4種区域に属する区域であって、学校・保育所・病院、診療所（患者の収容を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域をいう。

第2号区域とは、特定工場等の騒音の規制地域のうち第1号区域以外の区域をいう。

2. 騒音の測定は、特定建設作業の場所の敷地の境界線上で行う。

## 10 特定建設作業振動の規制基準

特定建設作業の区分	区域の区分	振動の許容限度	禁止される作業時間	1日の作業の許容時間	連続作業の許容期間	休日作業の禁止
各作業において	第1号区域	75 dB	午後7時から翌日午前7時まで	10時間	6日以内	日曜日その他の休日に行わないこと
	第2号区域		午後10時から翌日午前6時まで	14時間		

備考 1. 第1号区域とは、特定工場等の振動の規制地域のうち、特定工場等の騒音の規制区域の区分が第1種区域、第2種区域、および第3種区域に属する区域並びに第4種区域に属する区域であって、学校・保育所・病院、診療所（患者の収容を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域をいう。

第2号区域とは、特定工場等の振動の規制地域のうち第1号区域以外の区域をいう。

2. 振動の測定は、特定建設作業の場所の敷地の境界線上で行う。

1 1 自動車騒音の要請限度（騒音規制法第17条，2000年総理府令第15号）

区域の区分	要請限度(デシベル)	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65	55
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70
(特例) 幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の場合 は道路端から15m, 2車線を超える場合は20mまでの範囲)	75	70

- 備考
- 騒音の測定場所は，道路に接して住居，病院，学校等の用に供される建築物が存している場合，道路の敷地境界において行い，測定の高さは，原則として1.2mとする。
  - 騒音の測定は，原則として交差点を除く部分に係る自動車騒音を対象とし，連続する7日間のうち代表すると認められる3日間について行う。
  - 騒音の評価方法は，等価騒音レベルによる。
  - 騒音の大きさは，測定した値を時間の区分ごとに3日間の全時間を通じてエネルギー平均した値とする。

区域の指定（2000年福山市告示第38号）

区域の区分	区域の範囲
a区域	別表の区域の区分が第1種区域及び第2種区域(第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に限る。)に属する地域
b区域	別表の区域の区分が第2種区域(前項に規定する地域を除く。)に属する地域
c区域	別表の区域の区分が第3種区域及び第4種区域に属する地域

1 2 道路交通振動の要請限度（振動規制法第16条，同施行規則別表第2）

区域の区分	区域の範囲	要請限度(デシベル)	
		昼間 (7:00～19:00)	夜間 (19:00～7:00)
第1種区域	別表の区域の区分が第1種区域及び第2種区域に属する区域	65	60
第2種区域	別表の区域の区分が第3種区域及び第4種区域(工業専用地域を除く。)属する区域	70	65

## 13 別表

区域の区分	法第3条第1項に規定する地域
第1種区域	都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域の定めのある地域
2種区域	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種中高層住居専用地域,第2種中高層住居専用地域,第1種住居地域,第2種住居地域又は準住居地域の定めのある地域及び用途地域の定めのない地域(山野町の全域及び神辺町の地域を除くものとし,芦田町にあっては備後圏都市計画区域(平成3年広島県告示第1073号)のうち市街化調整区域,加茂町にあっては字粟根,字芦原,字八軒屋及び大字下加茂の地域,,駅家町にあっては芦田川右岸線以南の地域,大字中島及び大字万能倉のうちそれぞれ県道下御領新市線,市道万能倉中島線,市道池平池跡線,市道万能倉27号線及び市道稲月万能倉線を順次結んだ線以北の地域,大字法成寺の地域,大字新山の地域,大字弥生ヶ丘の地域,大字助元のうち市道助元5号線及び県道新山府中線を結んだ線以東の地域並びに大字服部永谷のうち林道琴森線,市道服部永谷4号線,市道平林琴森線,県道百谷新市線及び市道猪之子吉和線を順次結んだ線以南の地域,内海町にあっては横島のうち字防地,字浜沖,字脇,字江良,字家廻,字餅草,字中ノ町,字大樋ノ口,字新涯,字石堂,字青山,字内新涯,字奥上,字餅草越,字奥上向,字向,字入双口,字入双,字入双奥,字入双南平及び字志垣の山林を除く地域並びに田島のうち字天満原,字天満,字大西,字大西頭,字白崎,字宮脇,字向山,字堀,字正坂,字大場木,字郷上,字木越,字寺脇,字郷中,字大西組,字船津,字小番川原,字番川原,字曾根,字町,字寺巡,字平原,字平,字中堂,字北側,字南側,字明見,字先明見,字大畑,字小畑,字小畑奥,字大小路,字大越,字大越西,字小用地,字古屋,字横山,字原,字箱崎,字小箱,字馬場崎,字寺山,字牛ノ首,字白橋,字戒岩,字新涯,字内ノ浦,字黒越,字小釜谷,字釜谷及び字立畑の山林を除く地域,新市町にあっては大字藤尾の地域を除く地域,沼隈町にあっては大字常石のうち字寺ノ上宮ノ峠,字小林,字東山下,字上根引,字根引,字尾越,字土生,字小迫平,字土生ランジ,字東谷,字丸山,字矢野,字小尾越奥,字小尾越沖,字ヒジリ迫,字敷名西,字敷名東,字岩端,字開谷,字開谷樽原,字堂尾,字宮ノ端,字堂尾西迫,字松尾西ノ平,字松尾谷,字後ノ端ト,字奥江,字住江片山及び字片山の地域,大字草深のうち字金堀,字榎尾,字向畑,字塚田,字山添,字平木越,字柿木越,字前阿引,字先阿引,字樋之上,字横引,字安弘,字黒迫,字林崎西平,字林崎西側,字林崎東側,字林崎東平,字林先東嶺,字土居,字五反側,字井ノ木,字山神尻,字陰地,字池尻,字小池,字畝ノ弓場,字双津,字鉄光,字畑田尾,字柏迫及び字柏迫東側の地域,大字能登原のうち字汐入,字桜西側,字横山,字桜庵ノ下,字桜東側,字白浜,字白浜西側,字白浜東側,字田ノ浜,字立河内,字鍋迫,字桜深山,字斧子,字立河内西側,字立河内東側,字宮ノ廻,字西ノ谷,字殿坂,字大明神,字谷坂,字河内森東,字小迫,字坪ノ内,字藤ノ木,字正端寺前,字先原,字藤ノ木下,字古川,字高橋下,字寺下池廻,字鞆路,字鞆路東側,字山崎及び字屋敷廻の地域,大字上山南のうち字九反田,字佛供,字四町田,字竹ヶ端,字高出,字芋原,字明市,字広角,字岡田,字池ノ内,字丸山下,字定藤,字宮ノ下,字黒瀬及び字市場の地域,大字中山南のうち字田淵,字保古利垣内,字夫婦岩,字広畑,字助年,字カン場,字堂垣内,字京ノ尾川原,字田中,字橋詰,字小脇道ノ下,字ヲカ常夜燈ノ上,字ヲカ竹馬,字中添,字下添,字竹馬字龍王前,字勝負迫,字塚口,字塚ノ口前,字何鹿,字堂ノ前川ベリ,字道ノ前長田,字畑中,字正佛,字堂ノ前,字森迫,字森迫字根,字森迫迫谷及び字水ノ口の地域並びに大字下山南のうち字岩竹谷,字大迫谷山崎,字大迫谷,字平迫谷間,字平迫沖,字平迫,字平迫谷,字平後,字大迫出ノ迫,字矢操沖,字中迫,字矢操西迫,字矢操田中,字狭間山本神,字狭間山本,字狭間谷,字小坂沖山下,字宮ノ端,字堂尾,字小坂沖,字小坂谷,字宮迫,字宮迫谷,字松尾尻,字松尾谷,字松尾奥江,字太田,字太田才迫,字黒迫谷,字菅野沖,字菅野西久保,字菅野川向及び字菅野谷の地域に限る。)

第3種区域	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域，商業地域又は準工業地域の定めのある地域並びに加茂町（字上加茂及び字中野の地域に限る。），駅家町（芦田川右岸線以北かつ県道下御領新市線，市道万能倉中島線，市道池平池跡線，市道万能倉27号線及び市道稲月万能倉線を順次結んだ線以南の地域に限る。）及び沼隈町（大字常石のうち字鍋山下，大字草深のうち字池田並びに大字能登原のうち字小桜及び字海後，字今宮，字堂ノ下，字銭池，字柳ノ内，字土居，字室間口，字下り並びに字九田の地域に限る。）及び神辺町の地域のうちそれぞれ用途地域の定めのない地域並びに新市町（備後圏都市計画新市工業団地地区計画（平成13年10月11日新市町告示第56号）の区域（次項において「新市工業団地」という。）に限る。）
第4種区域	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業地域（新市工業団地を除く。）及び工業専用地域の定めのある地域
備考 この表に掲げる地域（用途地域の定めのある地域及び用途地域の定めのない地域を除く。）については，2006年（平成18年）3月1日における行政区画その他の地域又は道路を基準として確定されたものとする	

#### 1 4 音響機器音の規制基準（条例・規則第45条）

区域の区分		時間の区分	許容限度 (デシベル)
種別	地域		
第1種区域	第一種低層住居専用地域, 第二種低層住居専用地域, 第一種中高層住居専用地域, 第二種中高層住居専用地域, 第一種住居地域, 第二種住居地域及び準住居地域並びにこれらに相当する地域	昼間 朝・夕 夜間	50 45 45
第2種区域	(1) 第1種区域のうち併用軌道の敷設のある道路の境界線から20メートル以内の地域 (2) 近隣商業地域, 商業地域, 準工業地域及び工業地域並びにこれらに相当する地域	昼間 朝・夕 夜間	65 55 50
第3種区域	近隣商業地域, 商業地域, 準工業地域及び工業地域並びにこれらに相当する地域のうち併用軌道の敷設のある道路及び幅員11メートル以上の道路の境界線から20メートル以内の地域	昼間 朝・夕 夜間	75 65 60
<p>拡声放送を行う場合における音量基準は, この表に定める音量に5dBを加えた音量とする。</p>			

備考 1. 「昼間」とは午前8時から午後7時までを, 「朝夕」とは午前5時から午前8時まで及び午後7時から午後11時までを, 「夜間」とは午後11時から翌日の午前5時までをいう。

2. 騒音の測定場所は, 音源からその周辺建物(現に人が起居し, 又は業務を行っているものに限る)に至る最短距離の位置(移動して行う拡声放送にあっては, その音源から10メートルの位置)とする。

拡声放送 屋外に向け, または屋外で営業宣伝を行う者について適用

- |        |                               |             |
|--------|-------------------------------|-------------|
| 1 禁止期間 | 5月から8月                        | 午後9時～午前7時まで |
|        | その他の期間                        | 午後8時～午前7時まで |
| 2 継続期間 | 1時間につき45分を超えないこと(移動して行う場合を除く) |             |
| 3 競合   | 50メートル以内の距離で異なる放送を同時に行わないこと   |             |
| 4 高さ制限 | 地上8メートル以上の高さから放送しないこと         |             |

#### 1 5 深夜騒音（条例第57条）

何人も, 午後11～午前5時までの間は屋内, 屋外のいずれから発する場合においても, 近隣の家屋内における他人の睡眠を著しく妨げる騒音を発してはならない。

## 16 環境基準（環境庁告示第64号）

環境基本法第16条の規定に基づき、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で、維持されることが望ましい基準は、別に定めるところによるほか、次のとおりとする。

地域の類型	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- (注) 1 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 2 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 3 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 4 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

幹線交通を担う道路に近接する空間（2車線以下の場合は、道路端から15メートル、2車線を超える場合は、道路端から20メートルまでの範囲）については次による。

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まわれていると認められているときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	